第2編 水害、台風·竜巻等 風害等対策編

◆第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

全 部

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 基本的方向の決定

(1) 実施体制

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、県と連携を図りつつ復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

市は、県と連携し、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

2 迅速な原状復旧

市は、県及びその他関係機関と連携し、次の点に留意して公共施設等の復旧に当たるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良 復旧を行うものとすること。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (4) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

3 計画的復興の推進

(1) 復興推進本部の設置

市は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置 し、県をはじめとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施 する。

(2) 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第 1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)が 発生した場合、市は、必要に応じて復興計画を定める。

501

復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定める。

[下野防2]

ア 復興計画の区域

- イ 復興計画の目標
- ウ 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針 その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の 市民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- カ 復興計画の期間
- キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業
- (3) 防災まちづくり
 - ア 防災まちづくりに関する計画

市は、必要に応じ、県と連携し、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、市は、県と連携し、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

イ 防災まちづくりに関する留意事項

市は、防災まちづくりに関する計画の作成に当たっては、県と調整を図りつつ、「都市 復興ガイドライン」(栃木県県土整備部策定)等を基に、次の点に留意するものとする。

- (ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。
- (イ) 必要に応じ、おおむね次のような事項を基本的な目標とすること。
 - ・河川の治水安全度の向上
- (ウ) 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ 円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行うこと。
- (エ) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドで の種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

502 [下野防2]

第2節 民生の安定化対策

総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設水道部

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期 回復に万全を期する。

1 被災者のための相談、支援

市は、県と調整を図りつつ、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて 防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置 するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利になら ず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

2 罹災証明書の発行

市は、市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

3 雇用の確保、安定

災害により離職を余儀なくされた者の再就職、雇用保険の失業給付に関する特例措置等については、公共職業安定所と連絡協力して迅速な対応を図る。

4 租税の減免措置等

市は、災害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき市税の申告・納付等の延長、徴収猶 予、減免等の措置を実施する。

5 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県は市に対し、基準の範囲で、次の助成を行う。

補 助 の 種 類	対象農作物等	対象被害率 補助率
病害虫防除用農薬購入費等補助	農作物	30%~70%
	果樹桑樹	30%以上
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%~70%
倒早分凹後用心代無八負 守備切 	果樹桑樹	30%以上 1/2以内

〔下野防 3 〕 503

蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上
代替作付け用種苗購入費補助	農作物	70%以上
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物(収穫直前)	70%以上
被害果実の選果等作業費補助	果樹	30%以上

6 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし 規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- ウ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- エ 県内のいずれかの市町においてア又はイに規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万人未満のものに限る。)
- オ 本県に隣接する都道府県でウ又はエに規定する被害が発生している場合で、ア〜ウに規 定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自 然災害(人口10万人未満のものに限る)
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯(人口10万人未満の市町に限 る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯)以上の住宅全壊被害が発生した市町におけ る自然災害

(2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- ア 居住する住宅が全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である 世帯 (大規模半壊世帯)

(3) 支給金額

下表に示す区分により支給される。 (単位:万円)

	111 444		合	計	++>	加	加 算		支		援		金
		帯員		給	基礎支援金	住	宅	の	再	建		方	法
	, ,	只		額		建設	・購入	補		修	賃		借
全壊・解体・長 期避難世帯	単数 複数		225 300		75 100	_	50 00		75 100			37. 5 50	
大規模半壊世帯	単数 複数		187. 250	-	37. 5 50	_	50 00		75 100			37. 5 50	
中規模半壊世帯	単数 複数		75 100		_		75 00		37. 5 50			18. 75 25	I

- ※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。
- ※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。
- ※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

(4) 支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(公財)都道府県会館被災者生活再建支援基金部に提出する。

7 栃木県被災者生活再建支援制度

県は、被災者生活再建支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度(以下「支援制度」という。)を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、 地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援 法が適用されない区域の災害

(2) 支給対象世帯

本節6(2)と同様とする。

(3) 支援金額

本節 6 (3) と同様とする。

(4) 支給手続

市は、被災者から支給申請を受けた場合は、申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、(公財) 栃木県市町村振興協会から市に 交付される。

8 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災者の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸付等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。市は、支援制度の周知を図るとともに、相談窓口

を設置して、市民の生活の安定を図る。

	資 金 名 等	対 象 者	窓口
	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市健康福祉部 社会福祉課
支給	災害障がい見舞金	災害により精神・身体に重度の障がい を受けた者	市健康福祉部 社会福祉課
	災害見舞金	災害により死亡した者の遺族 住家が滅失、著しく損傷及び床上浸水 の被害を受けた者	市市民生活部安全安心課
	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主 (所得制限あり)	市健康福祉部 社会福祉課
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協 議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた勤労者	労働金庫
貸付	中小企業融資(県制度融資)	災害により被害を受けた中小企業者	県、銀行、信用 金庫、信用組 合、商工組合中 央金庫
	災害復興住宅融資	独立行政法人住宅金融支援機構が指定 した災害により被害を受けた住宅の所 有者	独立行政法人 住宅金融支援 機構
	災害条例資金制度 (災害経営資金) (施設復旧資金) (家畜再生産資金)	災害条例の適用市町長の認定を受けた 被害農漁業者	農業協同組合等
	農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	市町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合 等
	災害により被害を受けた 中小企業向け融資 ・国民生活事業「災害貸 付」 ・中小企業事業「災害普 及貸付」	市町長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫

9 被災者への制度の周知

市は、県及び関係機関と連携し、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 市防災情報システム、新聞広報
- (2) 広報車、情報紙
- (3) テレビ・ラジオ放送
- (4) 市のホームページ

全 部

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市は、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査 し、早期に復旧事業を実施する。

1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施 する災害復旧事業には次のようなものがある。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
 - ア河川
 - イ 道路
 - ウ 下水道
 - 工 公園
- (2) 農林水産業施設等災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に 関する法律)
 - ア 農地・農業用施設
 - イ 共同利用施設
- (3) 文教施設等災害復旧事業
 - ア 公立学校施設(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
 - イ 私立学校施設(激甚災害法)
 - ウ 公立社会教育施設 (激甚災害法)
 - 工 文化財
- (4) 保健衛生施設等災害復旧事業
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業
 - ア 生活保護施設(生活保護法)
 - イ 児童福祉施設 (児童福祉法)
 - ウ 老人福祉施設(老人福祉法)
 - エ 身体障がい者更生援護施設(身体障害者福祉法)
 - オ 知的障がい者援護施設(知的障害者福祉法)
- (6) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (7) 医療施設災害復旧事業
 - ア 公的医療機関
 - イ 民間医療機関(資金融資)
- (8) 水道施設災害復旧事業
- (9) 都市施設災害復旧事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)

ア 街路

[下野防1] 507

- イ 都市排水施設
- ウ 堆積土砂排除事業
- 工 湛水排除事業
- (10) 住宅災害復旧事業(公営住宅法)
 - ア 罹災者公営住宅の建設
 - イ 既設公営住宅の復旧
 - ウ 既設改良住宅の復旧
- (11) その他の災害復旧事業
 - ア 鉄道施設 (鉄道軌道整備法)
 - イ 公共十木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事
 - ウ その他の復旧事業

2 災害復旧事業実施方針

(1) 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担 法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよ う努める。

(3) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

3 激甚災害の指定に関する計画

(1) 計画の方針

市は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

(2) 激甚災害に関する調査 市は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

適用措置	指 定 基 準
公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別の 財政援助 〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する場合 [A基準] 全国査定見込額>全国標準税収入×0.5% [B基準] 全国査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 県分査定見込額>県の標準税収入×25% 2 県内市町の査定見込額総計>県内市町標準税収入総計×5%
農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置 〈法第5条〉	次のいずれかに該当する場合 [A基準] 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% [B基準] 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額× 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 都道府県の事業費査定見込額>都道府県の当該年度の 農業所得推定額×4% 2 都道府県の事業費査定見込額>10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 〈法第6条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く 1 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害
天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例 〈法第8条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 [A基準] 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% [B基準] 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%

〔下野防1〕 509

森林災害復旧事業に対 する補助

〈法第11条の2〉

次のいずれかに該当する災害

[A基準]

林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)

>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額× おおむね5%

[B基準]

林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産 部門)推定額×おおむね1.5%

かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの

- 1 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当 該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60%
- 2 一つの都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×おおむね1.0%

中小企業信用保険法に よる災害関係保証の特 例 〈法第12条〉

次のいずれかに該当する災害

[A基準]

中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額 (第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率 ×中小企業販売率。以下同じ)×0.2%

[B基準]

中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額 ×0.06%

かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの

1 一つの都道府県の中小企業関係被害額>当該年度の当 該都道府県の中小企

業所得推定額×2%

2 一つの都道府県の中小企業関係被害>1,400億円

公立社会教育施設災害 復旧事業に対する補助

〈法第16条〉

私立学校施設災害復旧 事業に対する補助

〈法第17条〉

市町が施行する感染症 予防事業に関する負担 の特例

〈法第19条〉

激甚法第2章の措置が適用される激甚災害

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微である と認められる場合を除く。

罹災者公営住宅建設等	*のいだねよりz ************************************
	次のいずれかに該当する災害
事業に対する補助の特	[A基準]
例 〈法第22条〉	滅失住宅戸数>4,000戸以上
	[B基準]
	次のいずれかに該当する災害
	ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例
	的措置を講じることがある。
	1 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000戸以上
	かつ、次のいずれかに該当するもの
	ア 一市町の区域内で200戸以上
	イ 一市町の区域内の住宅戸数の10%以上
	2 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上
	かつ、次のいずれかに該当するもの
	ア 一市町の区域内で400戸以上
	イ 一市町の区域内の住宅戸数の20%以上
小災害債に係る元利償	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置につい
還金の基準財政需要額	ては、激甚法第2章の措置が適用される災害
への算入等	2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激
〈法第24条〉	甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

〔下野防1〕 511

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別の 財政援助 〈法第3条、第4条〉	査定事業費>当該市町の当該年度の標準税収×50% ただし、当該事業費が1000万円未満のものを除く。 ただし、この事業に該当する市町ごとの査定事業費を合算 した額がおおむね1億円未満のものを除く。
農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置 〈法第5条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町の当該年度 の農業所得推定額× 10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く)
森林災害復旧事業に対 する補助 〈法第11条の2〉	林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ) >当該市町に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門) 推定額×1.5倍
	ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を 除く。 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超え る市町村 2 その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林 面積(人工林に係るものに限る)×おおむね25%
中小企業信用保険法に よる災害関係保証の特 例 〈法第12条〉	中小企業被害額>当該市町の当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。
小災害に係る元利償還 金の基準財政需要額へ の算入等 〈法第24条〉	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用

512(~600) [下野防3]